平成２２年（フ）第４８号
青森県十和田市大字三本木字並木西77番地１第２福田荘２号
債務者　児玉　人美
１　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第７０２号
千葉市若葉区みつわ台１丁目８番17号　ラヴェニュＣ202号
債務者　森田　久美
１　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７２１号
千葉市緑区土気町1809番地178フラワーハイツ101号
債務者　村田　久恵
１　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７３３号
千葉市花見川区幕張町２丁目7703番地　幕張県住８棟201号
債務者　西村洋一郎
１　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７４２号
千葉県船橋市松が丘１丁目52番26号
債務者　河原　玲子
１　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７５５号
千葉県船橋市行田町60番地４ロジュマン行田202号
債務者　竹内由比乃
１　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７８８号
千葉県市川市下貝塚１丁目16番６―108号セントラルヒルズ壱番館
債務者　青木　淳一
１　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６号
千葉県香取市篠原イ498番地１
債務者　立野美佐子
１　決定年月日時　平成22年７月６日午前11時50分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（フ）第１７号
千葉県香取市高萩１番地10
債務者　小島　良夫
１　決定年月日時　平成22年７月６日午前11時20分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（フ）第１６８９号
名古屋市守山区新守町51番地　長谷川ビル402号
債務者　藤田　輝彦
１　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７１号
岡山県倉敷市玉島勇崎607番地
債務者　安部　綾子
１　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１１６０号
札幌市手稲区手稲本町４条１丁目１番40号　手稲本町レジデンスＶ―101号
債務者　小野寺悦子（旧姓竹岡）
１　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１８９号
札幌市東区北25条東18丁目４番１号　ドエル25―102号
債務者　小坂　英吉
１　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２０５号
札幌市厚別区厚別西３条２丁目２番13号　ウエストコートⅡ―101号
債務者　南島　義信
１　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２０６号
札幌市厚別区厚別西３条２丁目２番13号　ウエストコートⅡ―101号
債務者　南島友理香
１　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４０４号
札幌市豊平区月寒東２条15丁目１番22号
債務者　猫宮真理子
１　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部